

第201600016349号  
平成28年4月21日

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長  
(公印省略)

介護保険事業者における事故発生時の報告要領の改正について (通知)

本県の高齢者福祉の実施について、日頃、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
この度、介護事業者における事故発生時の報告要領別添「介護事業者事故報告書」(以下、「報告様式」という。)を改正いたしました。(チェックリスト、ガイドラインには変更はありません。)

つきましては、貴下の事業所にお知らせいただくとともに、報告は新様式で行って頂きますようお願いいたします。

(改正点)

○報告様式

- ・サービス種別に「地域密着型通所介護」を追加。

(留意事項)

1 県への事故報告書作成上の注意

個人名等、事故に関わる個人が特定される情報は記載せず、職名、利用者との続柄等で記載してください。

<例：2月14日18時頃(管理者)が(利用者の妻)に説明済み。>

また、保険者への報告様式に、県が求める報告内容が含まれている場合は、保険者への報告様式をもって、県へ報告を行うこと可能とする。ただし、その場合に、報告書内に事故に関わる個人名が記載されている場合は、当該部分を白塗り等で削除し、報告すること。

2 事故発生時の報告について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条等に規定されている市町村への報告は、本報告とは別に従来どおり行ってください。

【県長寿社会課ホームページ】

下記ホームページに改正後の報告要領、報告様式を掲載しておりますので、御確認ください。  
(チェックリスト、ガイドラインも同ページに掲載しております。)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/206649.htm>

(担当)長寿社会課

介護サービス事業・施設担当 藤田

電話：0857-26-7175

ファクシミリ：0857-26-8127